

(建設工事)

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う追加条項

(消費税及び地方消費税の税率の改正に係る契約の前金払の特則)

第 55 条 平成 31 年 10 月 1 日 (以下「施行日」という。) の前日までに請求を受けた前金払については、第 34 条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額 (当該請負代金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。) の」として同条を適用する。

(消費税及び地方消費税の税率改正に係る契約の部分払の特則)

第 56 条 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の算定については、第 37 条第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額 (施行日の前日までに行う第 37 条第 5 項の規定による部分払の請求にあつては、当該請負代金相当額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。)」と、同条第 6 項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額 (当該請負代金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。)」としてこれらの規定を適用する。

2 第 37 条第 5 項の規定により部分払金の支払があつた後、施行日の前日までに再度部分払の請求をする場合においては、同条第 7 項の規定にかかわらず、同条第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額 (施行日の前日までに行う第 37 条第 5 項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。)」と、同条第 6 項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額 (当該請負代金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。)」と、同条第 7 条中「再度部分払」とあるのは「施行日の前日までに再度部分払」としてこれらの規定を適用する。

(消費税及び地方消費税の税率改正に係る賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の特則)

第 57 条 第 25 条第 1 項の規定による請求があつた場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは「物価 (社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (平成 24 年法律第 68 号) による改正後の消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 (平成 24 年度法律第 69 号) による改正後の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。)」として同項を適用する。